

重要事項説明書

もりっこ

指定児童発達支援／指定放課後等デイサービス

事業所番号 3351000033

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

当事業所では、多機能型事業所として指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業を提供します。当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の通所給付決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者名称概要

名 称	社会福祉法人 健康の森学園
法人所在地	岡山県新見市哲多町大野2034-5
電話番号	0867-96-2995
代表者氏名	理事長 黒山 靖弘
設立年月	平成3年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービス事業
事業所の名称	もりっこ
事業所所在地	岡山県新見市金谷640-1
連絡先	電話：0867-72-3053 FAX：0867-72-3054
管理者氏名	瀧本 晴美
定 員	第1単位 5名、 第2単位 5名
指 定 年 月 日	平成29年 4月 1日
サービス対象地域	新見市全域

3. 事業の目的

事業の目的	利用者及び利用者のご家族の意志を尊重し、日常生活における基本的動作の習得および社会生活に適応することができるよう、個別や小集団での療育を行うことを目的とします。
-------	--

4. 運営方針

運 営 方 針	<p>① 事業所は、利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、生活能力の向上のために、適切かつ効果的な支援及び訓練を行います。</p> <p>② 事業所は、サービスの提供にあたり、市町村や教育機関等との連携に努めます。</p> <p>③ 事業所の従業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は保護者に対して支援の取り組みについて丁寧に説明を行います。</p> <p>④ 事業者は、児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号）その他関係法令等を遵守して事業を実施します。</p>
---------	--

5. 営業日とサービス提供時間

営業日及び営業時間	<p>【児童発達支援】 月～金曜日 午前9時00分～12時30分 月・火・木・金 午後1時30分～5時00分</p> <p>【放課後等デイサービス】 第1・3土曜日 午前9時00分～12時30分 水曜、第1・3土曜日 午後1時30分～5時00分 (第1・3土曜日は翌週に振り替える場合もある。)</p> <p>(ただし、国民の休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、事業所が定める日は除く。)</p>
サービス提供日及びサービス提供時間	<p>第1単位 月曜日～金曜日、第1・3土曜日 午前9時00分～12時30分</p> <p>第2単位 月曜日～金曜日、第1・3土曜日 午後1時30分～17時00分</p> <p>(ただし、国民の休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、事業所が定める日は除く。)</p>

※場合によってはこの限りではない。

6. 職員の体制

職 種	常勤	非常勤	職 務 内 容
管 理 者	1名 (兼務)		管理者は、職員の管理、利用申込に係る調整、業務の実施上の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等の規定に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

児童発達支援 管理責任者	1名 (兼 務)		個別支援計画の作成し、利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及びご家族に対し、その内容等について説明を行います。
保育士 児童指導員	2名	2名	個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切な指導を行います。
指導員	1名	2名	個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切な指導を行います。

厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要

設備の種類	室数	備考
療育・活動室	2	訓練に支障のない広さと必要な設備・備品を管理しています。
事務・面談室	1	療育・活動室とスペースを区別しています。
非常災害設備等	—	消防法に適合したものを備えています。

8. サービスの内容

障害児支援利用計画を受けて、個別支援計画を児童発達支援管理責任者が作成し、事業所内での支援者会議を経て、利用者およびご家族の同意を頂きサービスの提供を行います。

9. 利用料金及び支払方法

お支払いいただく利用料金は次の通りです。

1) 障害児通所給付費サービス内容の料金

利用者はサービスの対価として児童福祉法に基づく児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費のうち、市町村が定める定率負担額（給付費全体の1割）と、受給者証に記載されている負担上限月額とを比べて低い額を事業者を支払います。給付費の額については事業者が市町村から代理受領します。

なお、代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

2) 障害児通所給付費対象外サービスの料金

障害児通所給付費の対象とならないため、以下の通り所定の料金をお支払いいただきます。通所決定保護者に対して、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。

サービスの種類	費用	備考
行事等参加料金	必要に応じて実費	交通費等
創作的活動費用等	必要に応じて実費	材料費等
支援記録等の複写	一枚あたり 10円	※必要に応じて
故意破損弁償代	実費	各種保険加入者は保険適用範囲を超えた場合。

※キャンセルにともなう費用が発生した場合は、実費を請求致します。

3) 利用料金は、1ヶ月ごとに計算して利用月翌月15日までに利用者に請求書を発行しますので、利用者は利用月の翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 当事業所の窓口で現金支払い

② 指定口座への振り込み

振込先 中国銀行新見支店 口座番号：普通預金 1470297

口座名義 社会福祉法人健康の森学園 理事長 黒山 靖弘

(振込手数料は、利用者負担にてお願いします。)

③ 金融機関からの自動引き落とし(利用月の翌月20日に引き落とします。)

利用できる金融機関 中国銀行

4) 利用の中止、変更追加

① 利用予定日の前に、サービスの利用を中止又は変更する場合は、利用日の前日までに事業所に申し出てください。

② サービス利用の変更は、その日の利用状況により利用者が希望する日程でサービスを提供できないことがありますのでご了承ください。

10. サービス利用にあたっての留意事項

1) サービス提供にともなう請求業務で利用するため、受給者証を複写します。記載内容に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

2) 利用者及び保護者は、サービスを利用するにあたり、社会通念に反する行為等、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

3) 利用者又はご家族の方がインフルエンザや溶連菌等の感染症にかかられた場合は、ご利用を控えさせていただきます。また、感染症の予防対策や市町村の指導等により、事業所の開所ができない場合があります。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- 2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 3) 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合、市町村への速やかな通報及び必要な措置を講じ、市町村が行う調査に協力します。

1.2. 緊急時の対応

従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じます。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

・協力医療機関

医療機関名	新見中央病院	診療科	小児科
所在地	新見市新見827-1		
電話番号	0867-72-2110		

事業者は、事故が発生した場合は、県・市町村に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。なお、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- ・損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・損害保険の種類 施設賠償保険

1.3. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防災訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施。
地域連携協力	市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者その他福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めます。

1.4. 記録や情報の管理・開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じ、営業時間内でその内容を開示します。また、個別支援計画およびサービス提供ごとの記録は、サービス提供日から5年間は保管します。

15. 秘密の保持

従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の申立及び虐待防止の相談受付について

1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

苦情受付窓口	担当者：柴田 好美 新見市新見金谷640-1 電話：0867-72-3053 FAX：0867-72-3054 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日は除きます） 9：00～17：00
苦情解決責任者	瀧本 晴美
第三者委員	・中川 初美 ・竹本 俊郎 ・小谷 廣志 ・川上 由子

2) 行政機関その他苦情受付機関

受付窓口	岡山県運営適正委員会 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 電話/FAX：086-226-9400 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日は除きます） 9：00～17：00 新見市福祉課障害者福祉係 新見市新見310-3 電話：0867-72-6126 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 8：30～17：15
------	--

3) 虐待防止に関する相談窓口

相談受付窓口	担当者：柴田 好美 新見市新見金谷640-1
--------	---------------------------

	電話：0867-72-3053 FAX：0867-72-3054 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日は除きます） 9：00～17：00
責任者	瀧本 晴美

17. 重要事項の説明確認

年 月 日

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名	社会福祉法人 健康の森学園
事業所名	もりっこ
住 所	岡山県新見市金谷640-1
管理者	瀧本 晴美
説明者氏名	⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス事業所もりっこが実施する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

[利用者（保護者）]

住 所

氏 名 ⑩

続 柄

[利用児]

住 所

※保護者と同じ場合は「同上」とご記入ください。

氏 名 ⑩